

# 山梨県公報

号外第三十四号

令和四年

六月三十日

木曜日

## 目次

### 選挙管理委員会

- 山梨県選挙管理委員会告示第三十三号の布告公告……………一
- 山梨県選挙管理委員会告示第三十四号の布告公告……………一
- 山梨県選挙管理委員会告示第三十五号の布告公告……………一
- 山梨県選挙管理委員会告示第四十五号の布告公告……………二
- 山梨県選挙管理委員会告示第三号の布告公告……………二

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十三号の布告公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和四年六月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和四年六月二十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

一三、七三六

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十四号の布告公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和四年六月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和四年六月二十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

一八一、一二九

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十五号の布告公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和四年六月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和四年六月二十一日

制限額 三千二百六十二万八千百円

選挙区名 三分の一の数 委員 長 小宮山 博

西八代郡・南巨摩郡 一四、一七九

中巨摩郡 五、四四四

南都留郡 一二、九五八

甲府市 五一、六九六

富士吉田市 一三、五二〇

都留市・西桂町 九、五四五

山梨市 九、六四九

大月市 六、七三七

斐崎市 八、一〇四

南アルプス市 一九、七七一

北杜市 一三、四〇六

甲斐市 二〇、八九〇

笛吹市 一九、一五四

上野原市・北都留郡 六、九一九

甲州市 八、七六六

中央市 八、一九一

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮山 博

三分の一の数

一四、一七九

五、四四四

一二、九五八

五一、六九六

一三、五二〇

九、五四五

九、六四九

六、七三七

八、一〇四

一九、七七一

一三、四〇六

二〇、八九〇

一九、一五四

六、九一九

八、七六六

八、一九一

● 山梨県選挙管理委員会告示第四十五号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和四年六月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮山 博

山梨県選挙管理委員会告示第四十五号

令和四年七月十日執行の参議院山梨県選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項の規定による候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮山 博

● 参議院山梨県選出議員選挙選挙長告示第三号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和四年六月三十日

参議院山梨県選出議員選挙

選挙 長 小宮山 博

参議院山梨県選出議員選挙選挙長告示第三号

令和四年七月十日執行の参議院山梨県選出議員選挙における候補者として次のとおり届出があった。

令和四年六月二十二日

参議院山梨県選出議員選挙 選挙長 小宮山 博

届出 受理 番号	届出 年月日	届出 の別	候補者氏名	本 籍	住 所	年 齢	党 派	職 業	一 の ウ ェ ブ サ イ ト 等 の ア ド レ ス
一	令和四年 六月二十二日	本人	渡辺 ともひこ わたなべ ともひこ	山梨県	山梨県甲府市	五十八歳	参政党	ドイツパン職人工房ヴァ ルト代表取締役	<a href="http://www.d-wald.com">http://www.d-wald.com</a>
二	令和四年 六月二十二日	本人	宮沢 ゆか みやざわ ゆか	山梨県	山梨県甲府市	五十九歳	立憲民主党	参議院議員	<a href="https://yuka-m.com/">https://yuka-m.com/</a>
三	令和四年 六月二十二日	本人	永井 学 ながい まなぶ	山梨県	山梨県甲府市	四十八歳	自由民主党	自由民主党山梨県参議院 選挙区第二支部長	<a href="https://www.facebook.com/manabunagai">https://www.facebook.com/manabunagai</a>
四	令和四年 六月二十二日	本人	黒木 一郎 くろぎ いちろう	千葉県	東京都葛飾区	五十一歳	NHK党	無職	

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番